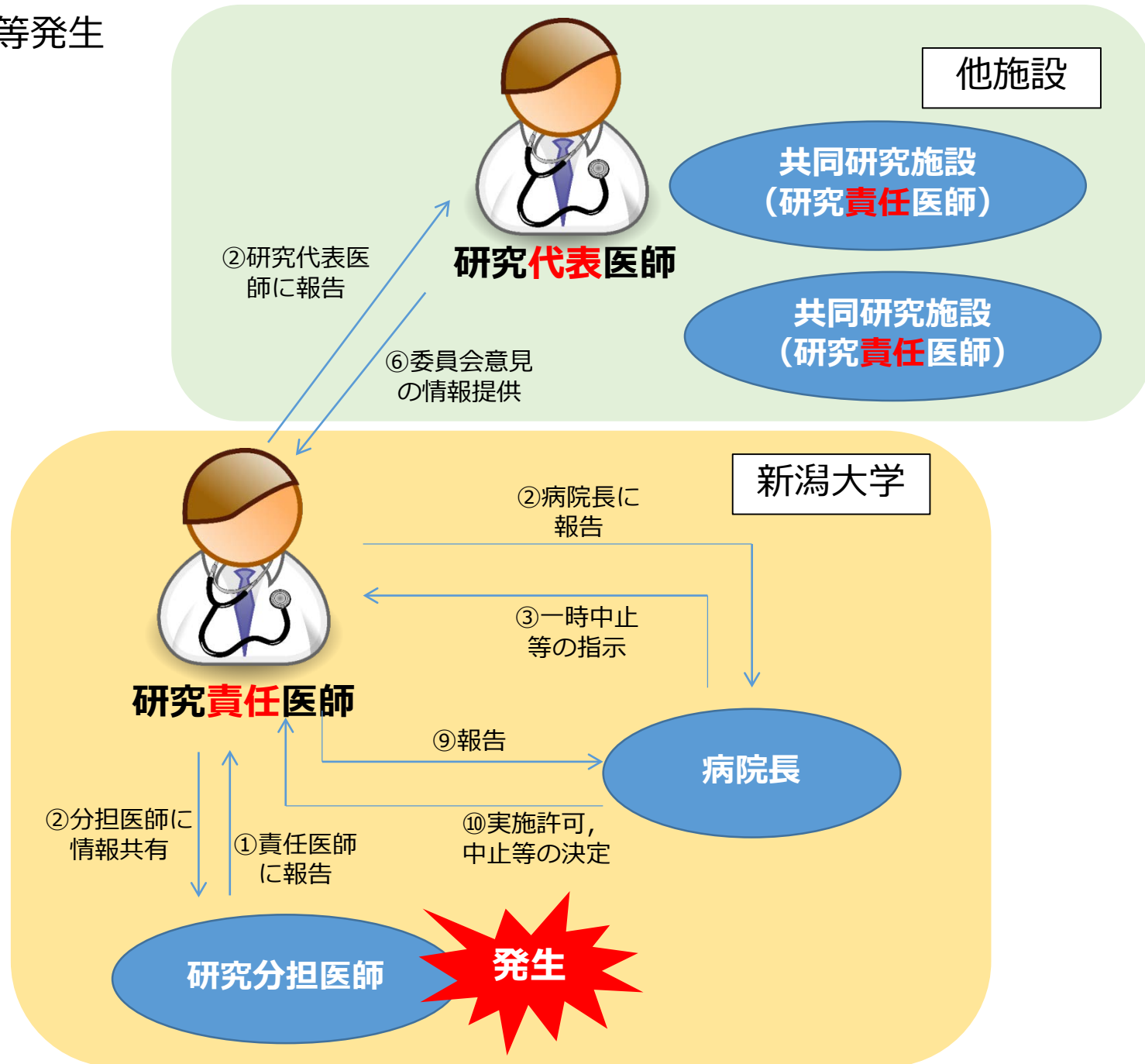


# 本学分担・本学で疾病等発生

認定委員会，厚労省への報告は研究代表医師が行うので，分担機関の責任医師は報告の必要はありません。



- ! 疾病等発生!**
- ① 自施設の責任医師に報告
  - ② 研究代表医師に報告，病院長に報告
  - ③ 病院長から中止等の指示
  - ④ 認定委員会と厚労省に所定日数以内に報告
  - ⑤ 委員会から意見
  - ⑥ 代表医師から委員会意見の情報提供
  - ⑦ 委員会意見に基づき必要な措置を講ずる
  - ⑧ 委員会から意見
  - ⑨ 病院長に報告
  - ⑩ 病院長から研究実施許可，中止指示等